

豊明市文化会館サポーター 会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は「豊明市文化会館サポーター」とします。(以下、「本会」という。)

(事務局)

第2条 本制度の事務局は豊明市文化会館〔以下「会館」〕に置き、名称を“豊明市文化会館サポーター事務局”〔以下「事務局」〕とします。

(目的)

第3条 豊明市文化会館の指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネスが 主催または指定する公演等の事業を通じて、会員が芸術文化に親しみながら、ホールを活性化 することを目的とします。

(会員)

第4条 本規約に同意のうえ、所定の手続きを行い、事務局が承認した方が会員となります。会員には会員証を発行します。

(会員期間・更新)

第5条 会員期間は事務局が入会を認めた日から、翌年の同日までとします。

(会費)

第6条 年会費は下記の通りとします。

- ①一般会員 ひまわり 1,000 円
- ②法人会員 けやき 10,000 円

(入会手続)

第7条 入会は窓口にて必要事項(住所、氏名、生年月日、連絡先、メールアドレス)を 入会申込書に記入の上、年会費を支払うものとします。

(会員特典)

第8条 会員は、次のサービスを事務局が指定する方法により受けることができます。

《共通》

1) チケット先行販売

事務局が指定する公演については、公演チケットを一般発売に先がけて、先行購入ができます。(開催事業等、適用にならない公演もあります。公演により先行購入枚数を決定します。)

2) チケット割引サービス

事務局が指定する公演については、チケット料金割引サービスを行います。割引率及び枚数につき

ましては公演毎に異なります。割引率及び枚数につきましては販売時にお知らせします。（共催事業等、適用にならない公演もあります。）

3) 情報サービス

希望される全員に会館で開催される公演情報を詳しく盛り込んだイベント情報・メールマガジンをお届けします。

《一般会員 ひまわり》

1) 会員の情報発信

館内掲示板にサポーターコーナーを設け情報発信します。

《法人会員 けやき》

1) ご招待・団体幹旋

対象公演に限り、年間最大 2 枚のご招待チケットをお渡しさせていただきます。また、チケットの団体幹旋のご要望も優先的に受け付けさせていただきます。

2) 「協賛」として印刷物に記載

対象公演のみ、「協賛」として団体・法人名を会館が発行する印刷物に記載させていただきます。

3) 公演・イベント時に展示ブース提供

対象公演のみ、展示ブースをご提供いたします。物品販売は手数料を 10%いただきます。

（営利目的でのチケット購入および転売禁止）

第 9 条 会員として購入した公演チケットの転売を禁じます。

（届出事項の変更）

第 10 条 会員は、入会時に届出た事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届出をしてください。届出がないために生じた不利益、損害について事務局は責任を負わないものとします。

（会員証の紛失）

第 11 条 会員証を紛失された場合は速やかに事務局に届出るものとします。

（会員資格の抹消）

第 12 条 次の事項に該当した場合は会員資格を取り消すものとします。

- ① 本規約の各条項に違反した場合
- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 犯罪行為に結びつく行為
- ④ 法令等に違反する行為
- ⑤ 本会の入会手続きで虚偽申請を行い会員となった事実が判明した場合
- ⑥ 営利目的でのチケット購入および転売の行為をしたと認められる場合
- ⑦ その他不適切な使用が認められる場合

（退会）

第 13 条 本規約第 5 条による更新手続きを行わなかった場合は、自動的に退会となります。また、第 5

条に掲げる会員期間中に退会を希望する場合は、事務局に退会の申し出をし、会員証 の返却を行うこととします。なお、会員期間の途中であっても会費の返還はいたしません。

(個人情報の取扱)

第14条 会員が登録した個人情報は、会館で開催される事業等に関するお知らせ等、サポーター制度の運営目的のみに使用し、本会の会員規約ならびに株式会社ケイミックスパブリックビジネスの 個人情報保護法及び個人情報マネジメントシステムに従って厳正に管理します。

(規約の変更)

第15条 本規約の変更は事務局に一任願います。 附則 この規約は、2023年8月1日から施行します。

事務局所在地

愛知県豊明市西川町広原 28-1 豊明市文化会館 内

TEL : 0562-93-3310 FAX : 0562-93-3100